

預かり保育利用について

神川町立神川幼稚園

1 預かり保育の対象となる園児

- (1) 保護者の家事以外の就労または就学の場合
- (2) 保護者または家族の通院、看護または介護の場合
- (3) 保護者の疾病または出産による入通院の場合
- (4) 保護者の災害または事故の場合
- (5) その他園長が預かり保育が必要と認めた場合の、いずれかに該当する神川幼稚園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児

<実施日> 通常保育日及び長期休業日等（8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日を除く）。ただし、幼稚園が園運営に関し、必要と認める日は除きます。

※園行事の代休日（運動会・生活発表会）は、預かり保育はありません。

2 上記の理由で利用する場合には必要書類の提出をお願いします。

- * 新規利用者⇒ ①預かり保育申込書 ②家庭状況申立て書
③就労証明書または内職証明書 ④預かり保育月の予定表
- * 継続利用者⇒ ①略式の預かり保育申込書（継続） ②預かり保育月の予定表
- * 提出書類審査後に許可された園児は預かり保育が受けられます。

3 預かり保育料・時間等

<預かり保育料>

利用区分	時間	金額(保護者負担)	納付期限
通常保育日	7:30~9:00	100円	翌月中旬
	教育終了時間~17:00	100円	
2時間繰上げ保育日	7:30~9:00	100円	
	教育終了時間~17:00	200円(※)	
半日保育日	7:30~9:00	100円	
	教育終了時間~17:00	300円(※)★	
長期休業日等	7:30~17:00	500円(※)★	幼稚園の指定する日

※ おやつ代を含む ★弁当・水筒持参

○長期休業日の利用は上記2の下線①②③の書類を提出してある方となります。

○長期休業日等は事前に集金させていただきます。1週間前までに取消しの連絡があった場合は返金いたします。

○料金は1か月分をまとめて集金します。不明な点は園の事務担当まで連絡をください。

翌月中旬に集金袋を渡します。17日までに担任または、バスの添乗員に渡してください。